

社会福祉法人 愛泉会

障害者支援施設 幸泉学園

障害者短期入所サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設と短期入所サービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

法人名称	社会福祉法人 愛泉会
法人所在地	宮城県仙台市泉区泉中央南 15 番地
電話・FAX 番号	TEL 022-347-3281 FAX 022-347-3283
代表者氏名	理事長 佐藤 浩
設立年月日	昭和58年8月10日

2. 利用施設

施設の種類	指定知的障害者短期入所事業・指定0415500065号
事業の目的	居宅支援を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
施設長氏名	施設長 大志田 朱樹子
施設所在地	〒981-3131 宮城県仙台市泉区七北田字道 2 7 番地
電話・FAX	TEL 022-375-2675 FAX 022-375-2676
施設運営の方針	<p>利用される一人ひとりの人権を尊重し、利用者の「生活の場」として、出来る限り在宅の生活環境や質に近づけることを目指します。</p> <p>また、利用者の「地域生活につながる」「人生の選択肢が広がる」豊かな暮らしの実現に向けて事業を展開します。</p> <p>更に施設は、地域福祉を推進していく一翼を担う社会資源として位置づけを明確にし、常に透明で健全な施設経営を行い、関係機関や地域等と連携し地域福祉の増進に寄与していきます。</p>
開設年月日	昭和62年4月1日
短期入所定員	5名

3. 居室の概要

居室の種類	室数	備考
三人部屋	1室	和室
二人部屋	1室	ベッド・クローゼットあり
一人部屋	1室	ベッドあり
合計	3室	

※各居室に冷暖房設備

○居室の変更

利用者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

職 種	員数	常 勤	非常勤	保 有 資 格
施設長	1	1		社会福祉士
サービス 管理責任者	1	1		介護福祉士
支援員	26	24	2	社会福祉士 介護福祉士
医 師	1		1	精神科医
看護師	2	1	1	正看護師
栄養士	1	1		管理栄養士
事務員	3	3		

5. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
サービス 管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活支援員	早番（ 6：45～15：45） 早番（ 7：30～16：30） 日勤（ 8：30～17：30） 遅番（ 9：30～18：30） 夜勤（15：30～翌日9：30） 宿直（ 8：30～翌日9：30）
医 師	月1回（第一水曜日）が診療日となります
看 護 師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） ※非常勤職員は週5回（8：30～15：30）
栄 養 士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
事 務 員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

6. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第11条）

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービス

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス (2) 利用料金の金額を利用者に負担していただくサービス（障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス） |
|---|

(1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付等が支給されます。

事業者が障害者総合支援法に基づく介護給付等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。(障害者短期入所利用負担額)

※サービス利用料については各市町村役場が決定した月額上限に基づき徴収いたします。

ア. 日常生活支援

(ア) 食事

・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に応じた食事提供を行います。尚、調理は日清医療食品に委託しております。

【食事時間】	朝食	7:45～8:30
	昼食	11:30～12:30
	夕食	17:30～18:30

※食事の献立は事務所に掲示してあります。アレルギー等がある方は事前にお申し出下さい。

(イ) 活動

日中活動(月曜日～木曜日)

【レクリエーション班】

塗り絵・パズル・DVD鑑賞・月別行事など

【作業班】

シュレッダー作業・空き缶つぶし・キャンドル製作など

【運動班】

園外散策・公園散策・スポーツ棟での軽運動・障害者ボランティア出前活動など

【ケアリハ班】

理学療法士メニュー作成によるリハビリ活動・静養や体操など

【自立課題活動班】

プットイン・マッチング・パズル・計算ドリルなど

余暇活動(金曜日～日曜日)

・ご本人のご希望により、施設内での趣味活動、地域施設などへの買い物外出、車輻によるドライブなど利用者の方々が主体となつての活動を行います。

(ウ) 入浴

・入浴は毎週3回(男性は月曜日・水曜日・土曜日、女性は火曜日・木曜日・日曜日)行います。利用者の身体状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となることを目指し、入浴が困難な場合には、清拭を行うなど適切な方法で実施します。(夏場は必要に応じて行います)

(エ) 排泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄介助等の支援を行なうとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。

(オ) 着脱衣

・生活のリズムを整え、適宜に着替えを行います。

(カ) 整容

- ・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助を行います。

イ. 医療及び健康管理

(ア) 医療

- ・利用者が専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、御家族にご連絡させて頂き、ご家庭にお帰り頂くか、協力医療機関において受診、治療を受ける事となります。

(イ) 服薬支援：看護師が管理し支援員が与薬します。

ウ. 予約方法

- ・ご利用の予約については、月の始めの 8:30 より翌月の予約を開始致します。

例;5月のご予約は4月1日 8:30 より受付を始めます。

急なご予約の場合、食事の準備が出来ない事がありますので予めご了承下さい。また、先月分のご利用料金が未払いである場合、ご予約をお断りさせていただきます。

エ. 虐待防止・身体拘束

- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待防止に努めます。

- ・利用者又は他の利用者の生命、もしくは身体を保護する為等、緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず行う場合には、事前に連絡又は事後に速やかにご家族に報告し、ご了解をいただくと共に、その様態及び時間、その際の利用者の心理状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

オ. 相談及び援助

- ・当施設は、利用者およびその家族からの相談を受け、誠意をもって応じ、必要な助言、援助等を行うよう務めます。

カ. 守秘義務

- ・職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も継続いたします。ただし、病気等により医療機関に受診する場合や、他の福祉サービス提供者と連携を図るためなどの正当な理由がある場合には、情報を提供する場合があります。

- ・犯罪の防止を目的に、園内外 8 カ所に防犯カメラを設置しております。撮影された画像等は適切に保管・管理し、画像から知れた情報を漏えいしたり不当に使用したり致しません。

(2) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外となるサービス

下記のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供を希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

ア. 食事の提供

・利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

	食事代	キャンセル料・時間について
朝食	500円	前日17時までご連絡のない場合、キャンセル料として実費をご請求致します。
昼食	650円	当日9時までご連絡のない場合、キャンセル料として実費ご請求致します。
夕食	650円	当日の15時までにご連絡のない場合キャンセル料として実費ご請求致します。

水分補給 午前・午後 各1回につき 50円

おやつ 土曜・日曜 各1回につき 100円

イ. 光熱費・日用品代として1泊につき 350円

ウ. 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、翌月15日までにご請求しますので、翌月20日までに現金または、振込みにてお支払い下さい。(振込手数料はご負担ください。)

指定口座番号

七十七銀行 泉 支店(普) 5098033 障害者支援施設 幸泉学園施設長 大志田 朱樹子

※振込用紙をもって、領収書に代えさせていただきます。

※現金の場合、事務員不在のため土曜・日曜・祝日のお支払いを、お断りさせていただく場合がございます。ご了承下さい。

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する相談、利用者の記録等の情報開示の請求の場合は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者) 職: 支援課長 二階堂 充

苦情解決責任者 職: 施設長 大志田 朱樹子

担当者が不在の場合は、支援室又は事務所までお申し出下さい。

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しておりますのでご利用下さい。

(2) 第三者委員会

菅田 賢治 022-271-7255

門脇 征子 022-372-1581

佐藤 和美 022-217-8877

(3) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市泉区役所障害高齢課	所在地 宮城県仙台市泉区泉中央 2-1-1 電話番号 022-372-8005 F A X 022-372-8005 受付日・時間 毎週月曜～金曜日 8:30～17:00
宮城県	
宮城県社会福祉協議会 【福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会】	所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 7 番 4 号 (宮城県社会福祉会館 4 階) 電話番号 022-716-9674 FAX 022-716-9298 (24 時間受付) 受付日・時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

8. 協力医療機関

医療機関名称	仙台徳洲会病院
所在地	宮城県仙台市泉区七北田字駕籠沢 1 5
電話番号	0 2 2 - 3 7 2 - 1 1 1 0
診療科	内科、外科、整形外科、脳外科、循環器科、口腔外科、その他
医療機関名称	こういちクリニック
所在地	宮城県仙台市泉区野村字筒岫屋敷 1 8 - 2
電話番号	0 2 2 - 7 7 7 - 9 0 0 1
診療科	内科、呼吸器科

9. 当施設をご利用の際に留意していただく事項

(ア) 居室等の利用

施設内の居室及び設備・器具や、施設外の設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反し破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。当施設を利用する際、本人・対物損害保険にご加入下さい。

(イ) けんか・口論

施設内でのけんか及び口論等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

(ウ) 喫煙

喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。

(エ) 事前連絡

面会等で来訪時には、必ず職員に告げて下さい。

(オ) 貴重品の管理、持ち物について

個別対応が困難であることや管理上の問題から、現金などの貴重品の持ち込みは極力ご遠慮ください。尚、自動販売機の購入を希望される場合は購入代金を、後日利用料と併せてご請求させていただきます。

また、タオル類や寝具類は共有の物をご用意しております。2泊以上の宿泊の場合は、夜間に衣類の洗濯を行います。管理の都合上、衣類の持ち込みは氏名を記入のうえ、必要最低限でお願い致します。

(カ) 持ち込み禁止

施設内へのペットの持ち込みは禁じます。

(キ) 飲食物の持ち込みについて

衛生面の課題や保管場所の問題から、食事の代替品（ふりかけ、補助食品等）の持ち込みはご遠慮ください。尚、やむを得ない事由がある場合は、ご相談ください。

(ク) 感染症時の対応について

感染防止・健康上の問題などから、施設内で感染症（疑いも含む）が確認された場合、ご利用のキャンセルをお願いする場合がございます。その際、ご家族様の都合上等の理由により、ご利用を承る場合がございます。しかし、その後に感染が確認された場合、当施設では一切の責任を負いかねます。予めご了承下さい。

(ケ) 災害時の対応について

台風や地震などにより、重大な自然災害が発生した場合、利用者様の安全を第一に避難誘導を行います。災害の状況により、安否確認のご連絡が滞る事態が予想されます。当施設とご家族様双方の、迅速な連絡対応や相談が必要になります。双方の状況を踏まえた上で、当施設で生活となるか、お迎えに来て頂くか決定することになります。緊急時のご対応の程、宜しくお願い致します。

上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

契約締結日 年 月 日

利用者 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人等 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

事業所 住所 仙台市泉区七北田字道27番地
名称 障害者支援施設 幸泉学園
代表者 施設長 大志田 朱樹子

